

紀宝町空家等対策協議会について

1. 目的

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしつつあることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「法」という。）第8条に基づき、幅広い分野で専門的な視点から意見等の聴取を行い、町内における空家等対策の施策を円滑に推進することを目的とする。

2. 設置の根拠

法第8条第1項の規定に基づき要綱により設置する。

（協議会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとし、町政運営上の意見聴取や情報や政策等に関して助言を求めため場として設置するものとする。）

3. 組織

協議会は、法第8条第2項に規定する者のうちから町長が必要と認める者により9人以内で構成する。

分野	組織・団体等	役職
市町村長	紀宝町	町長
地域住民	紀宝町区長会	会長
法務	紀宝町 顧問弁護士	弁護士
	三重県司法書士会	会員
不動産	三重県土地家屋調査士会 熊野支部	支部長
建築	一般社団法人 三重県建築士会 紀南支部	支部長
福祉	社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会	会長
	紀宝町民生委員児童委員協議会	会長
行政	三重県紀宝警察署 生活安全刑事課	課長

4. 任期

2年（委嘱日から2年以内）

5. 協議事項

- ・法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- ・その他空家等対策の推進に関し町長が必要と認める事項

(※協議会はあくまで意見聴取等の場となり「特定空家等」に該当するか否かの判断等は執行する町に属する事務となる。)

6. 会議の開催

必要に応じて開催

- ・会長が招集する。
- ・委員の半数以上の出席
- ・議事は出席委員の過半数で決し可否同数の時は会長の決するところによる。

7. 会議の公開

- ・事前に会議の開催を公表（町ホームページ等）
- ・会議の内容は原則公開（町ホームページ等に開催記録の要約等を掲載）

8. 委員について

(1) 謝礼

日額 5,500円
(有償ボランティア)

(2) 旅費負担金（交通費）

紀宝町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。

(3) 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

空家特措法(抜粋)

令和5年12月13日 施行 現在施行

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号） 議法

Law RevisionID:426AC1000000127_20231213_505AC0000000050

平成二十六年法律第二百二十七号

空家等対策の推進に関する特別措置法

第一章 総則

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 [前二項](#)に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。